資料2

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度 東北ブロック居住支援連絡会議【活動報告】

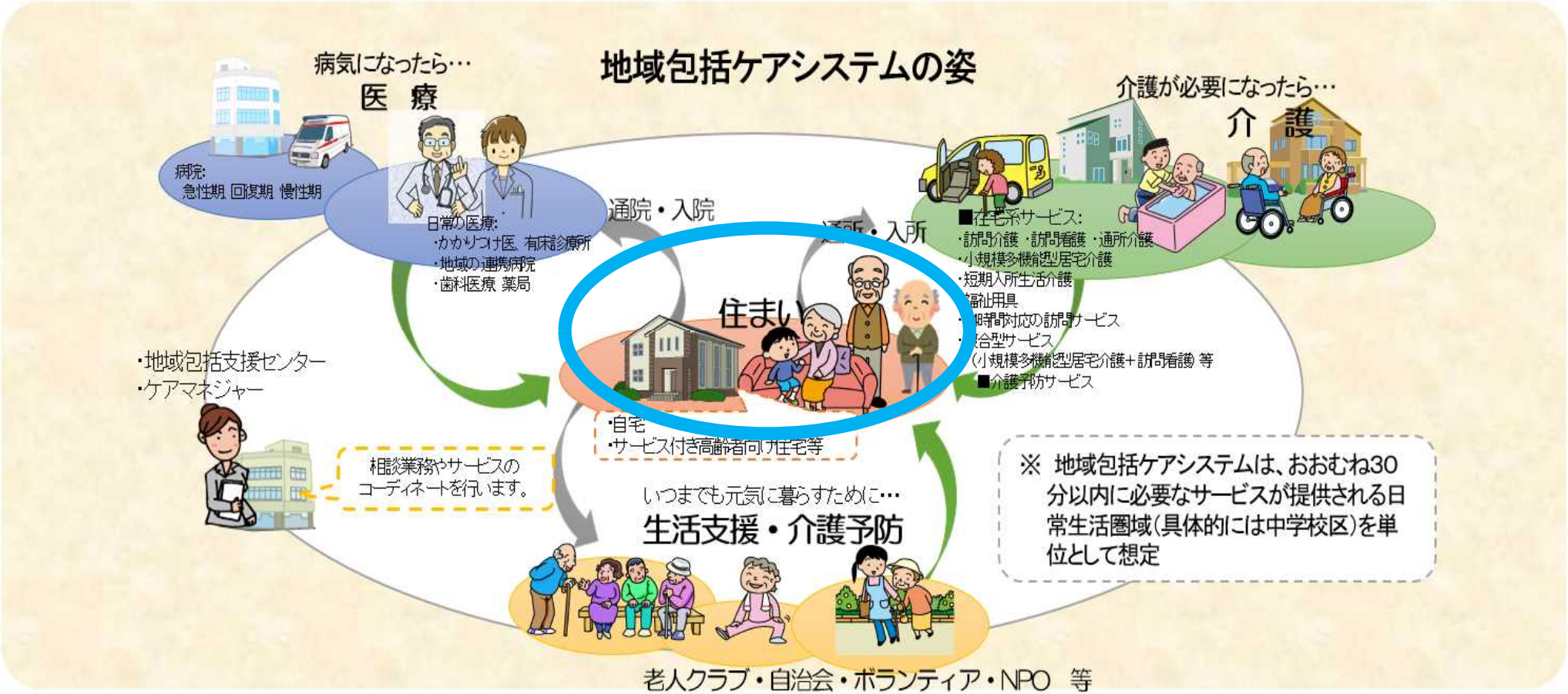
令和８年２月25日

東北厚生局　地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で**自分らしい暮らし**を人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**



自立支援・介護予防のための地域包括ケアシステム

○介護保険法（平成９年法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条　国及び地方公共団体は、**被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**よう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。



出典：平成２８年３月　地域包括ケア研究会報告書より

○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。

○**自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる役割が必要。**

自　助	・介護保険・医療保険の自己負担分 ・市場サービスの購入 ・自身や家族による対応
互　助	・ボランティアなどの支援 ・地域住民の取組み
共　助	・介護・医療保険制度による給付
公　助	・介護保険・医療保険の公費（税金） ・自治体等が提供するサービス

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う**ことにより、その**保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する**ことを目的とする施設（介護保険法第115条の46第１項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる**。

※指定居宅介護支援事業者に一部委託可能

第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

包括的支援事業の実施

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進**や、**高齢者虐待への対応**等を行う。



全国で**5,451か所**

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、**介護予防サービスの検証**等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

地域包括支援ネットワーク

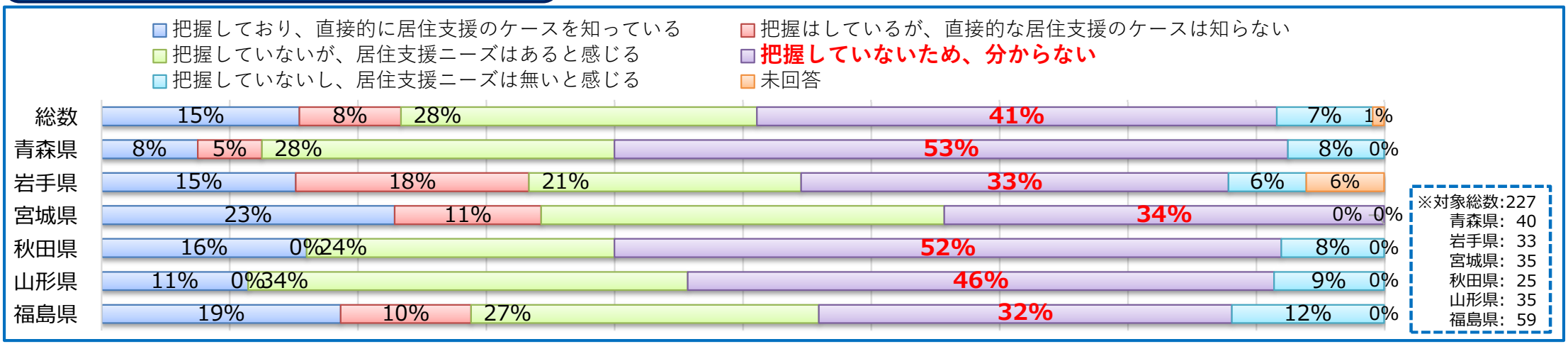
包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

（注）地域包括支援センターの設置数は令和６年４月現在（資料出所：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

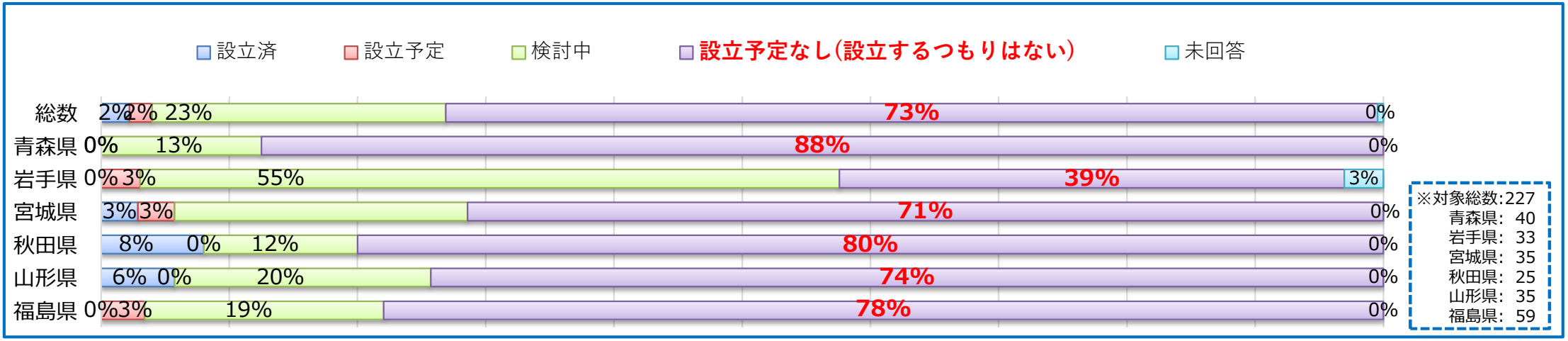
市町村における居住支援ニーズの把握状況・居住支援協議会の設立予定

○ **約５割**の市町村において、地域における**居住支援ニーズを把握していない・ニーズはない**との回答
○ **約７割**の市町村において、**居住支援協議会の設立予定はない**との回答

地域における居住支援ニーズの把握状況



市区町村居住支援協議会の設立予定



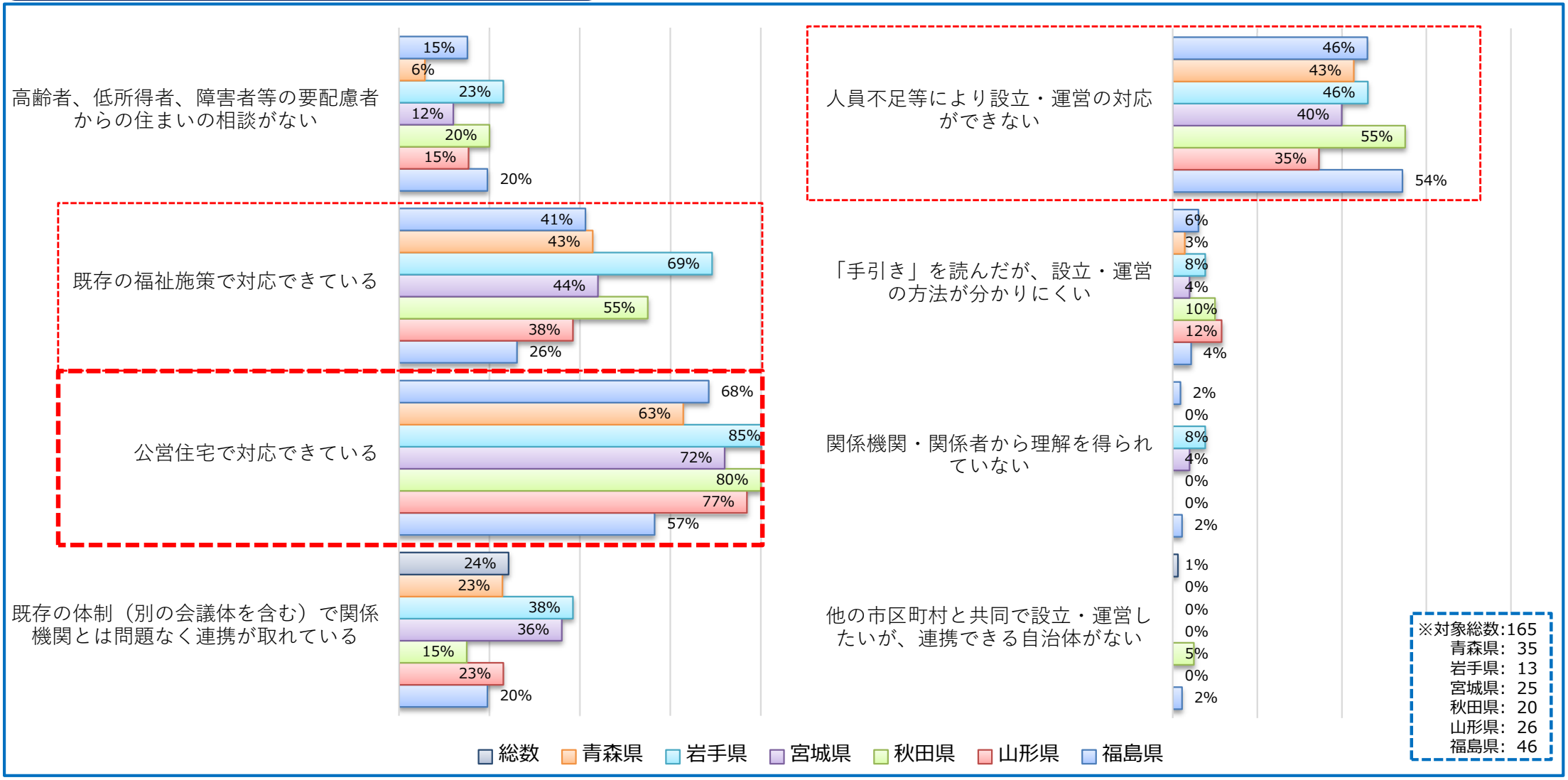
【出典】2025年度 住宅セーフティネット制度施行状況アンケート（国土交通省）

市町村における居住支援協議会設立予定のない理由

○ 協議会設立予定なしと回答した市町村のうち、**約７割**の市町村において**公営住宅で対応できている**、**約４割**の市町村において**既存の福祉施策で対応できている**との回答

○ 約５割の市町村において人手不足等により設立・運営の対応ができないとの回答

協議会設立予定がない理由（複数回答可）

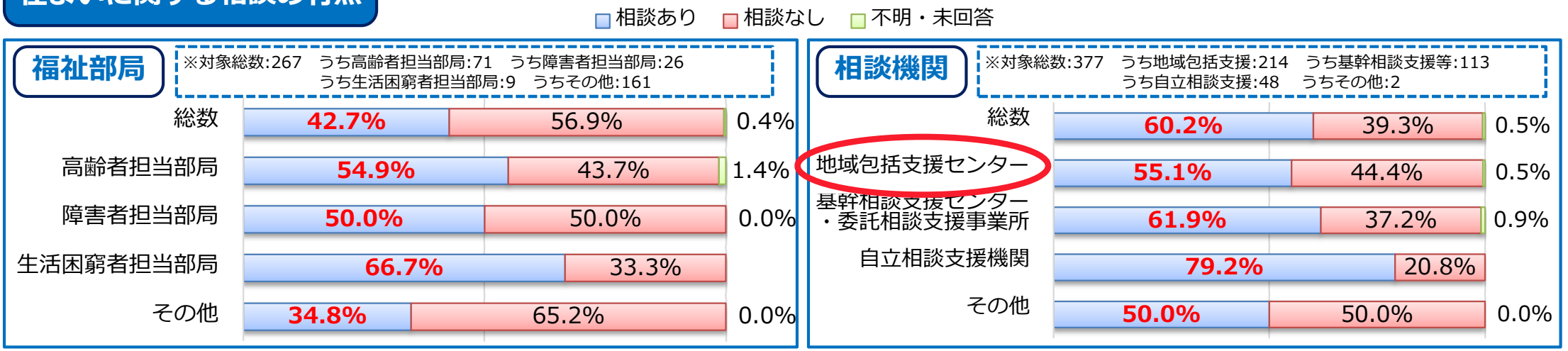


【出典】2025年度 住宅セーフティネット制度施行状況アンケート（国土交通省）

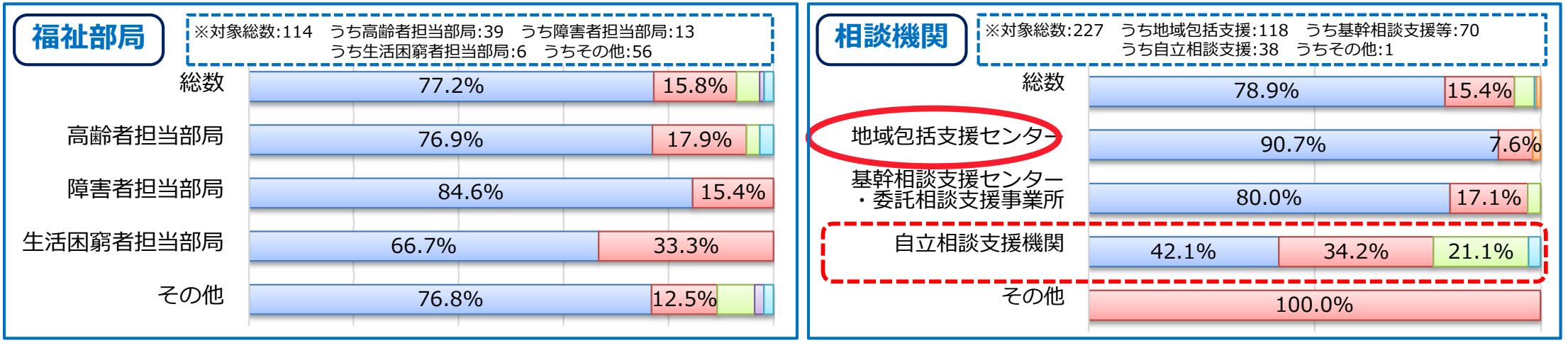
福祉部局・相談機関における住まいに関する相談①【東北地方】

○ 福祉部局の**約４割**、相談機関の**約６割**で住まいに関する相談があったとの回答
○ 福祉部局、相談機関ともに、住まいに関する相談が全体の相談件数に占める割合は１割未満が多くなっているが、自立相談支援機関では、相談割合１割以上が**５割超**で他より高い割合となっている

住まいに関する相談の有無



全相談件数に対する住まいに関する相談の割合



【出典】令和４年度 地方公共団体における住宅・福祉の連携促進に関する調査（国土交通省）

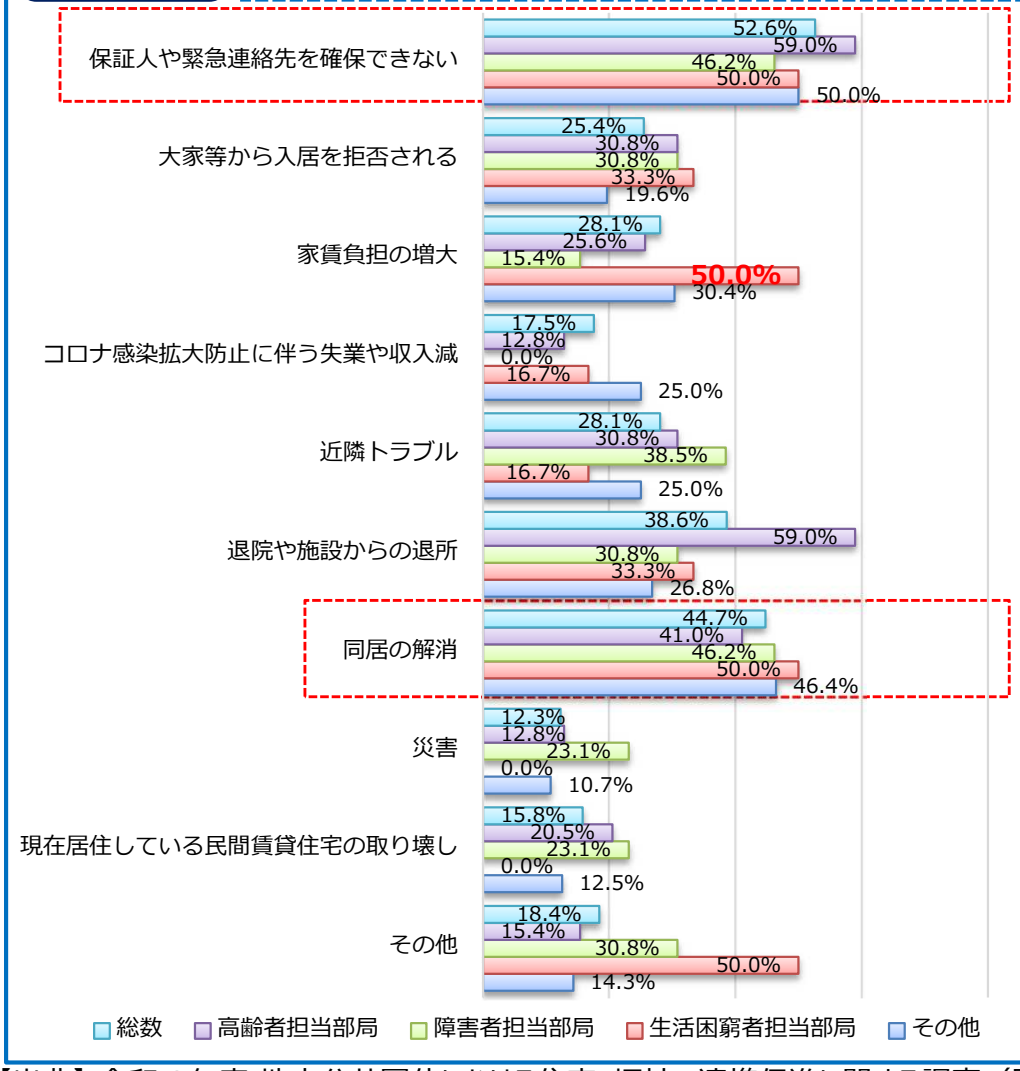
福祉部局・相談機関における住まいに関する相談②【東北地方】

○ 福祉部局、相談機関ともに、住まいに関する相談理由は**「保証人や緊急連絡先の確保」「同居の解消」**が多い
○ 生活困窮者担当部局、自立相談支援機関では「コロナ感染拡大防止に伴う失業や収入減」**「家賃負担の増大」**といった金銭的な問題が多い

相談理由

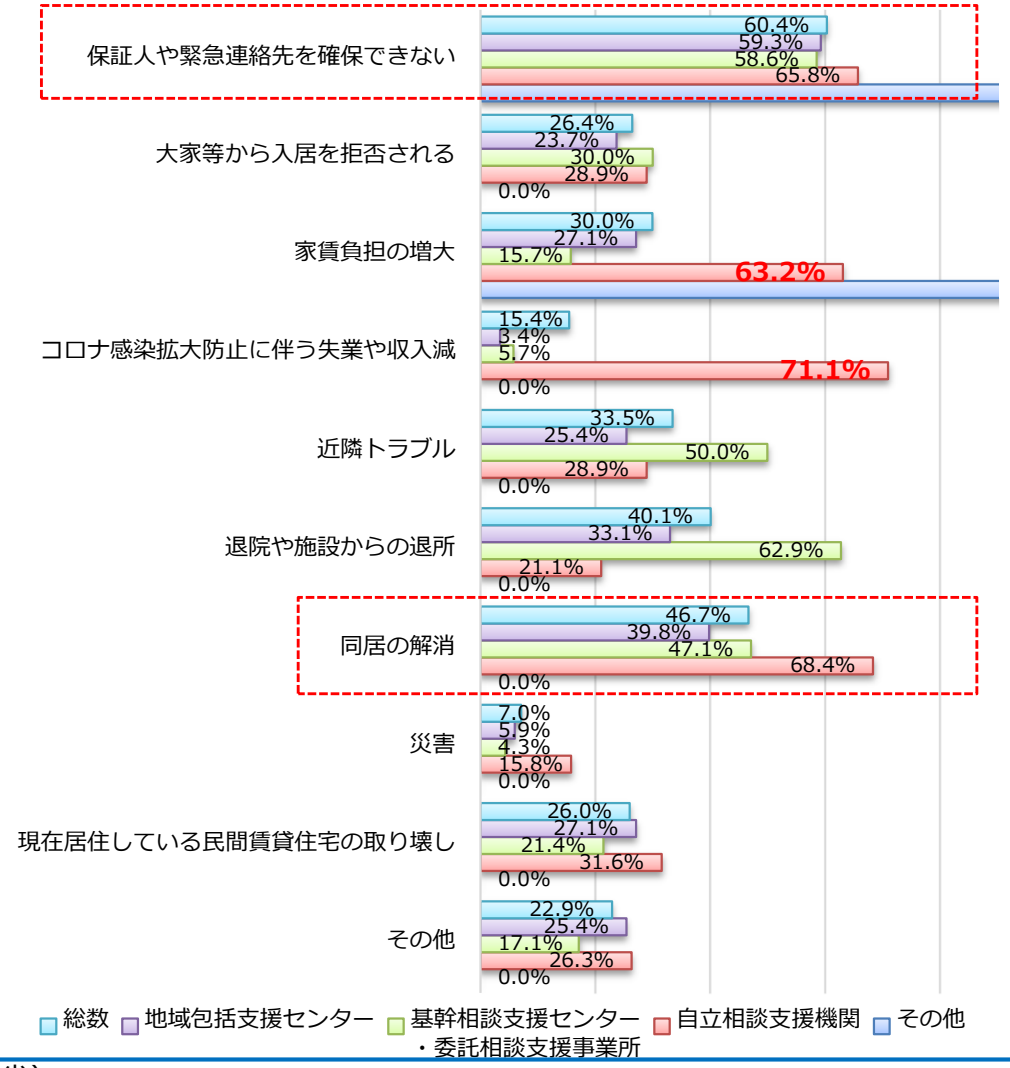
福祉部局

※対象総数:114　うち高齢者担当部局:39　うち障害者担当部局:13
うち生活困窮者担当部局:6　うちその他:56



相談機関

※対象総数:227　うち地域包括支援:118　うち基幹相談支援等:70
うち自立相談支援:38　うちその他:1

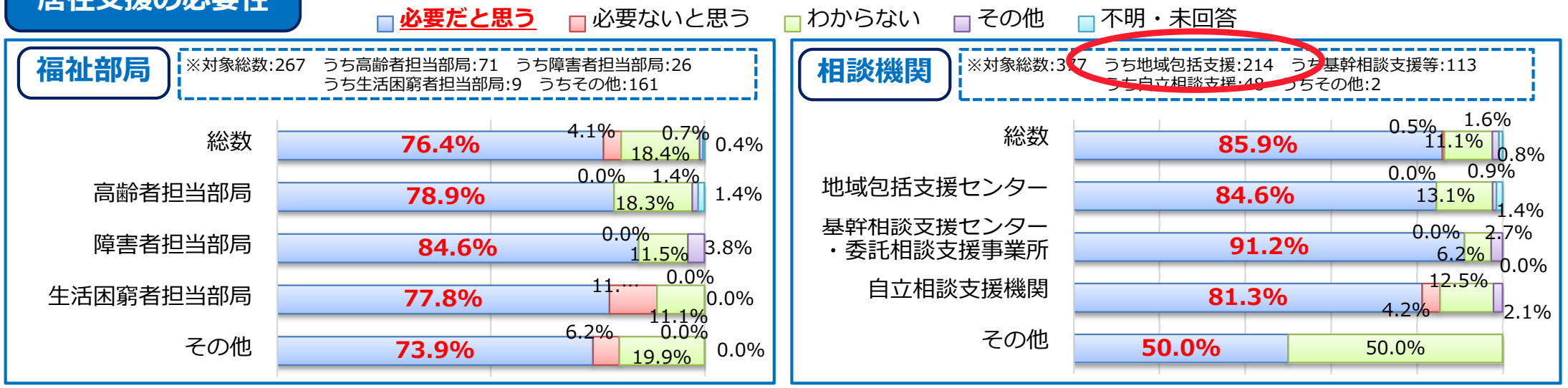


【出典】令和４年度 地方公共団体における住宅・福祉の連携促進に関する調査（国土交通省）

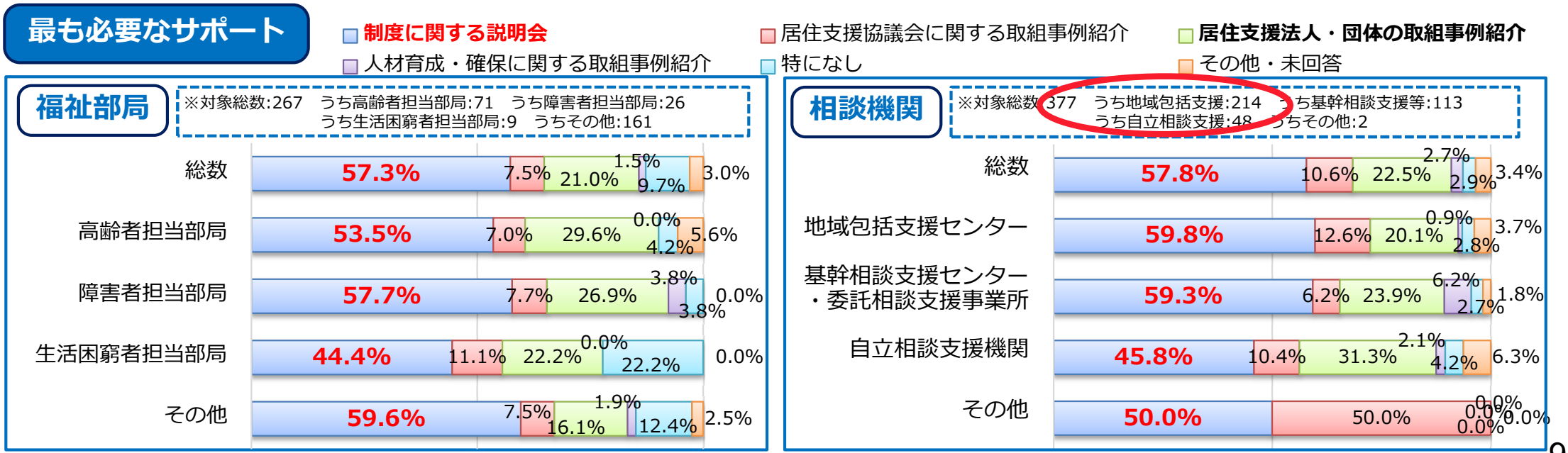
福祉部局・相談機関における居住支援の必要性・必要なサポート【東北地方】

○　福祉部局の**７割超**、相談機関の**８割超**が居住支援は必要だと考えている
○　居住支援に取り組むうえで最も必要なサポートは「制度に関する説明会」が最も多い

居住支援の必要性



最も必要なサポート



【出典】令和４年度 地方公共団体における住宅・福祉の連携促進に関する調査（国土交通省）

福祉部局・相談機関と住宅部局の連携（住宅部局に期待する役割）【東北地方】

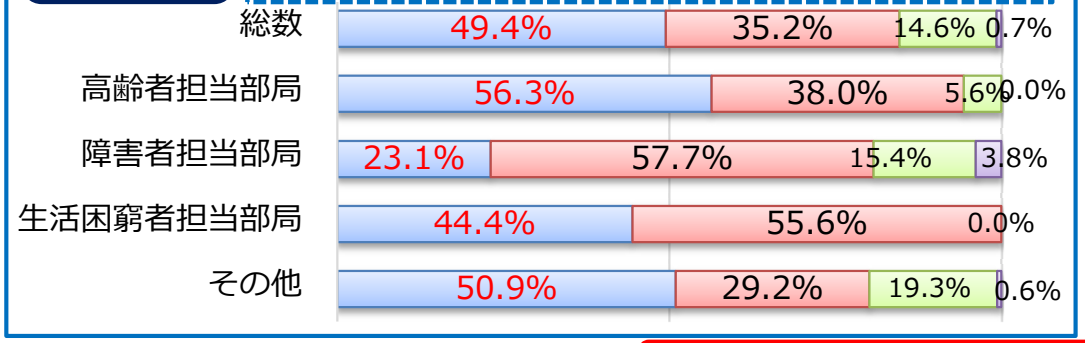
○ 福祉部局、相談機関ともに、住宅部局に期待する役割は「公営住宅の情報提供」が多い

○ **相談機関**では福祉部局に比べ、**「民間賃貸住宅の情報提供」「福祉・住宅の総合相談窓口を創設」**の割合が高い

住宅部局との連携

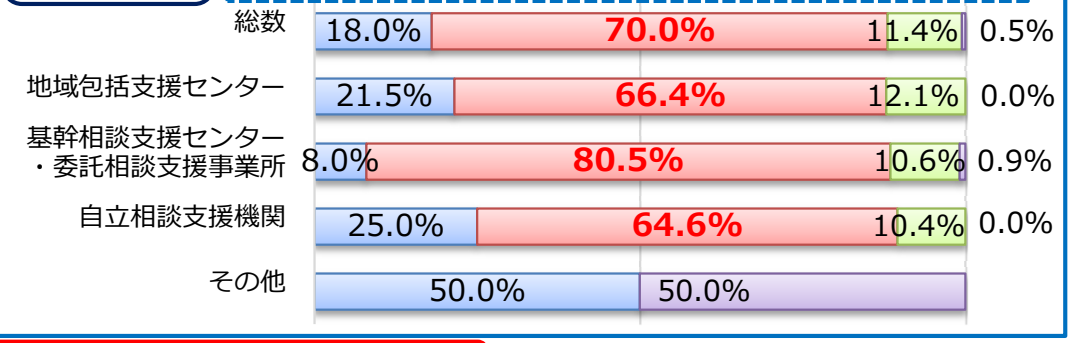
福祉部局

※対象総数:267　うち高齢者担当部局:71　うち障害者担当部局:26
うち生活困窮者担当部局:9　うちその他:161



相談機関

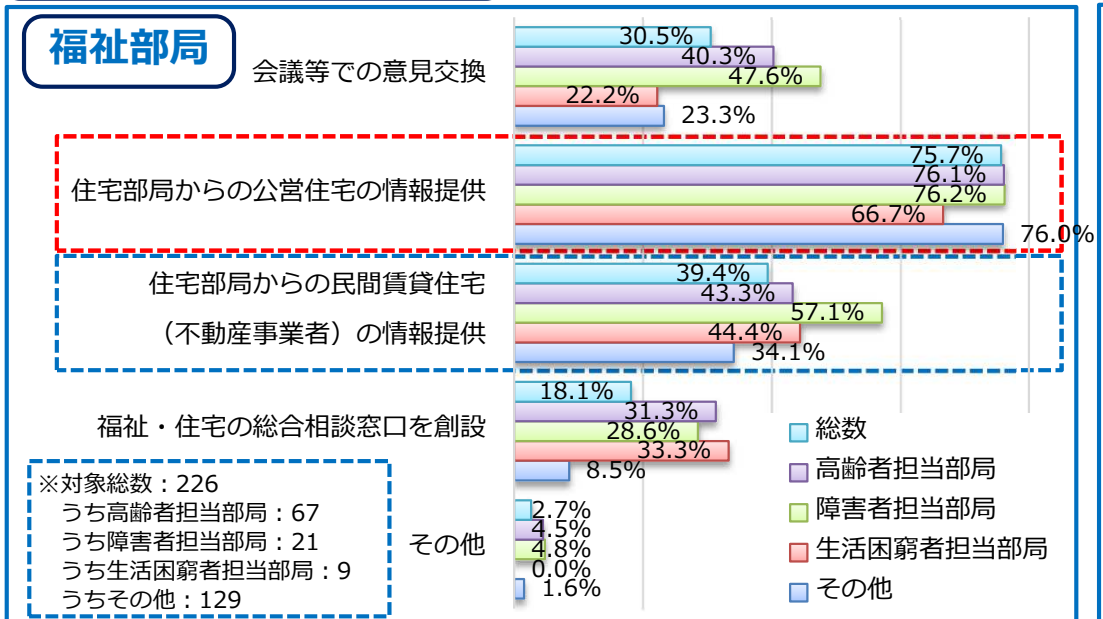
※対象総数:[illegible]77　うち地域包括支援:214　うち基幹相談支援等:113
うち自立相談支援:48　うちその他:2



住宅部局に期待する役割

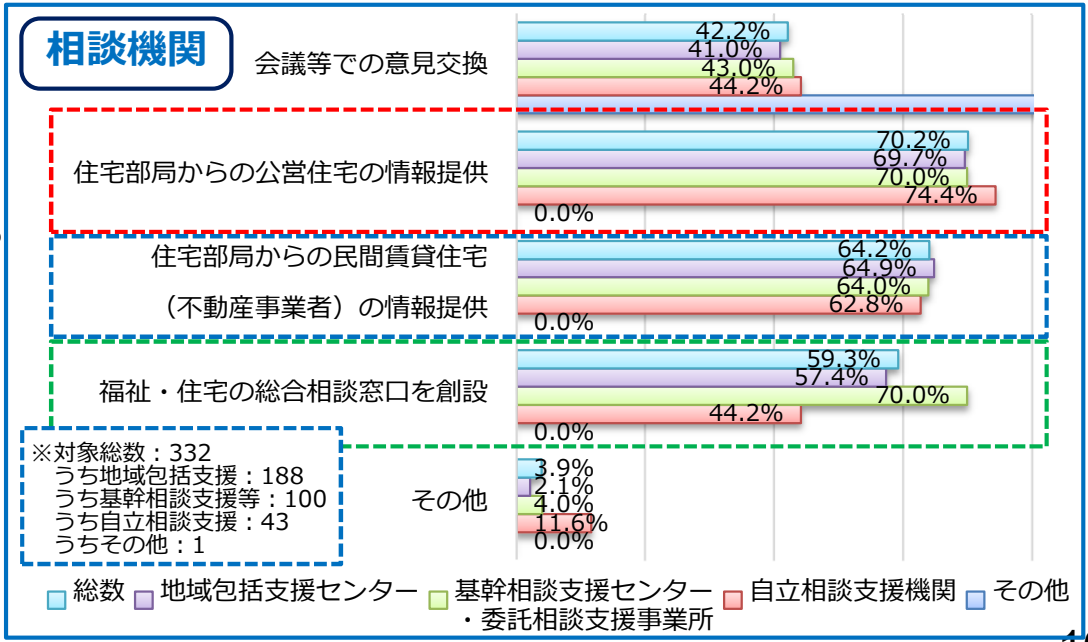
■必要であり、すでに連携している　■必要ではあるが、連携できていない　□必要性を感じていない　□不明・未回答

福祉部局



※対象総数：226
うち高齢者担当部局：67
うち障害者担当部局：21
うち生活困窮者担当部局：9
うちその他：129

相談機関



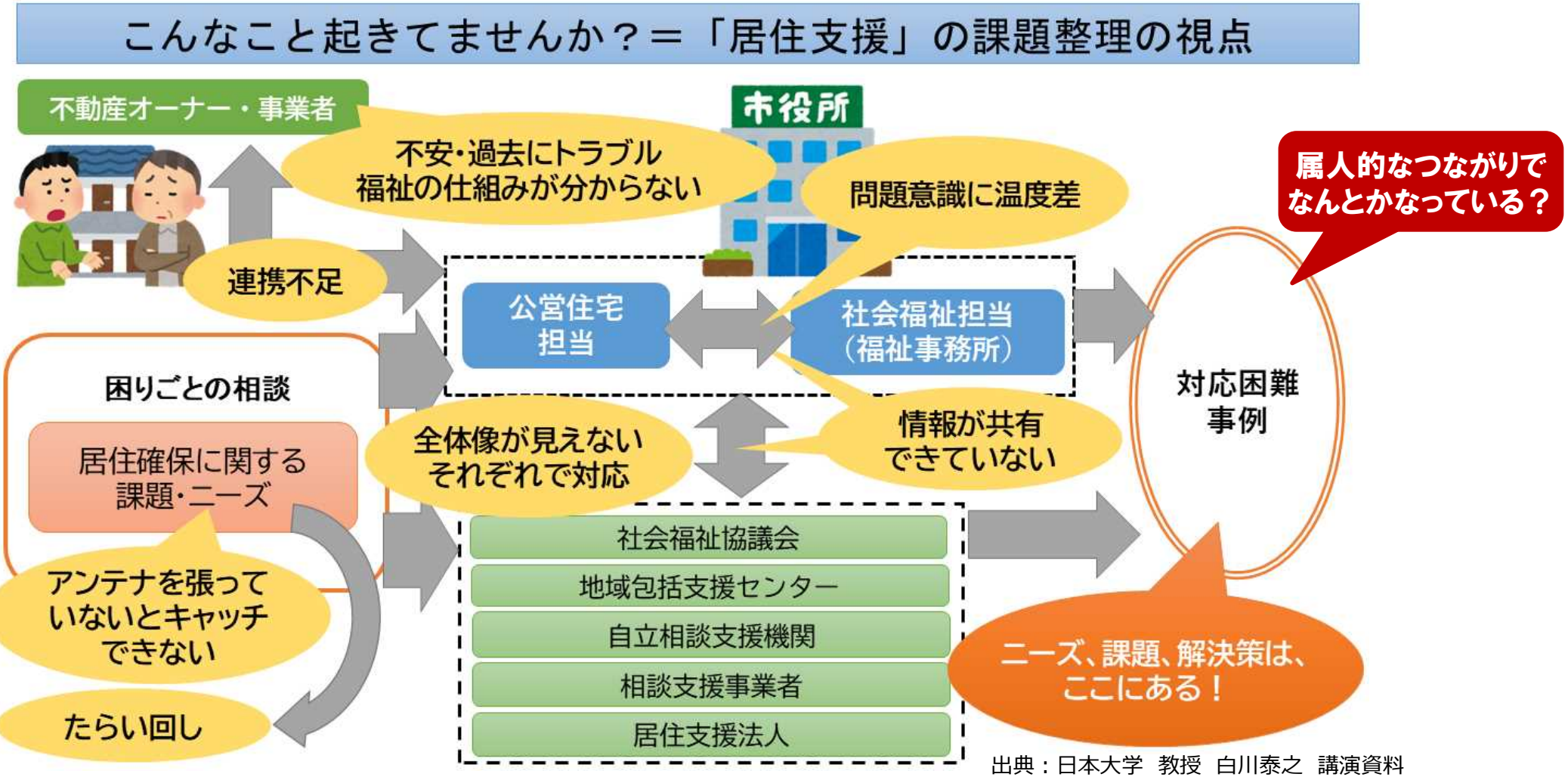
※対象総数：332
うち地域包括支援：188
うち基幹相談支援等：100
うち自立相談支援：43
うちその他：1

【出典】令和４年度 地方公共団体における住宅・福祉の連携促進に関する調査（国土交通省）

居住支援ニーズの全体像が見えづらい理由

・居住支援は多様な関係機関・団体等が関わっており、異なるニーズや課題を抱えています。そのため、それぞれが自分の領域にとどまって居住支援を行おうとすると、居住支援の全体像が見えないままに有効な連携を行うことができず、住まいの確保を必要としている住民に対して十分なサポートを提供できなくなる可能性があります。

・居住支援に関わる関係機関・団体等がお互いの現場で何が起こっているのかを理解することで、団体間の連携や、サポートを必要としている住宅確保要配慮者に対する適切な支援を、継続的・効果的に進めていくことができます。



出典：日本大学　教授　白川泰之　講演資料

【出典】「居住支援協議会設立の手引き～居住支援協議会はじめの一歩～」（令和７年３月） 5 地域の実態把握 P41引用・加筆
【参考】「居住支援体制の整備に向けて~住・福一体の仕組みづくり~」（令和7年10月29日福島県居住支援協議会福祉・住宅連携会議） 日本大学 白川教授